

旭硝子財団 奨学金の手引き

2020年1月版

公益財団法人 旭硝子財団

はじめに

この手引きは、旭硝子財団と奨学生ならびに奨学生が在籍する大学院との円滑なコミュニケーションを図る目的で作成されました。全奨学金支給期間を通じて、活用して下さい。

1. 旭硝子財団の奨学事業の概要

旭硝子財団は、人類が真の豊かさを享受できる持続可能な社会および文明の創造に寄与することを目的とした活動をしています。旭硝子財団の奨学事業は、産業、経済及び社会の進歩、向上を担う優れた人材を育成するために、優秀な大学院修士・博士課程の学生に、返済義務のない奨学金を支給し、指導助言も提供するプログラムです。

このプログラムでは、

- ・当財団が指定する大学院に在籍し修学する大学院生
- ・品行方正、学術に優れ、健康であり、学資の支援が必要と認められる大学院生
- ・持続可能な社会の実現に向けて取り組む意欲が高い大学院生
- ・独自の発想をもとに、社会に有用で波及効果も高い研究テーマに取り組む大学院生

に奨学金を支給します。

また奨学生が、研究の推進やキャリア形成に役立つネットワークを作るための交流の機会を提供します。

2. 奨学生の推薦と選考

奨学生は、当財団が依頼した大学院より推薦された応募者を、当財団の事業計画に基づき、奨学生選考委員会で審査・選考し、理事会で決定されます。奨学生選考委員会では、各大学院より提出された願書や添付書類に基づき、品行、健康状態、学業成績、持続可能な社会実現への抱負、進めている研究テーマの独創性・有用性、経済的援助の必要性について、厳正な基準に基づき選考しています。

奨学生は、当財団の選考委員や理事の厳しい眼により選考されたことに誇りを持って、学業や研究活動に邁進して下さい。

3. 奨学生の資格、併給

当財団の奨学金は、各年度の応募要件を満たし、当財団奨学生選考委員会で選考された、大学院に在籍して真摯に修学・研究している学生に支給されます。企業等との雇用関係がある場合は、原則対象とはなりません（除く、アルバイト）。但し、自国で雇用関係がある私費留学生在が、留学時の生活支援を受けていない場合には対象となります。

併給について、大学院修士課程の日本人学生は併給に制限はありませんが、大学院博士課程の日本人学生と私費留学生在は、下記の通り、併給の制限があります。

大学院博士課程の日本人学生と私費留学生在は、当財団の奨学金支給期間中は、他機関より月額10万円を超える給付型奨学金等を受けていない者としてします。大学でTA、RA等での収入を得た場合には、他機関からの給付型奨学金等と合算し、月額10万円を超えない範囲であれば、奨学金の受給を認めていますが、合算が10万円を超える場合には、採用期間、報酬額及び実働時間によって奨学金受給を辞退していただく場合がありますので、採用された場合には雇用条件等を必ず当財団に連絡して下さい。個別に対応いたします。

授業料に対する援助を目的とする助成金を所属大学院より受ける場合や、貸与型の奨学金の受給には、原

則として制約を設けませんが、受給する場合は必ず当財団に連絡して下さい。

大学院博士課程の日本人学生と私費留学生の奨学生が、規定を超える他の奨学金などを受給する等で、当財団の奨学生の資格要件を満たさなくなった場合や、収入・受給状況の変化を故意に財団に連絡しない場合には、支給停止の対象となります。

4. 奨学金支給金額と支給期間

奨学金は、以下の金額を、奨学生の三菱UFJ銀行の口座に毎月10日（土日祝日となる場合は前営業日）に振込みます。

- | | | |
|-----|---------------------|--------------------------|
| (1) | 日本人修士課程 | : 月額 75,000円 (2020年4月から) |
| (2) | 日本人博士課程 | : 月額 100,000円 |
| (3) | 外国人留学生（修士課程、博士課程とも） | : 月額 100,000円 |

奨学金の支給期間は採用時に決定します。支給期間は、原則として在籍する大学院の正規の修学期間の終了までとし、修士（博士前期）課程は2年間、博士（博士後期）課程は3年間を限度とします。留年等で卒業が延期になっても支給期間の延長はありません。

2020年度新規採用者の支給開始は2020年4月ですが、初回は7月に4カ月分をまとめて振込みます。奨学生は入金を確認し、指定日に入金がない場合には速やかに当財団に連絡して下さい。

秋入学等の入学時期が4月と異なる場合や修了予定時期が3月と異なる場合は、上記の原則に基づき、採用時に支給期間を取り決めます。ただし、採用年度の4月1日より以前に遡及した支給は致しません。

5. 奨学金受領手続き

奨学金は、奨学生本人名義の原則として三菱UFJ銀行の口座に振込みます（口座がない場合は開設して下さい）。口座開設後、当財団指定のWebサイトに振込先口座情報を入力して下さい。初回のみ、振込手続きが終了した旨を当財団からメールにて連絡をしますので、入金を確認して下さい。口座開設に時間がかかる場合や振込金の活用に支障がある場合には連絡して下さい（初回の振込みが遅れる場合があります）。

6. 奨学金の使途

当財団は、奨学金の使途について特に制約を設けていません。学業に邁進するための学資や生活の費用として活用して下さい。但し、奨学生として社会的に著しく不適切な使途への使用が判明した場合は、奨学金支給を停止する場合があります。

7. 奨学金支給の休止、停止、復活

(1) 奨学金の休止

次の要件に該当する場合は、奨学金の支給を休止します（当財団に休止届を提出して下さい）。

- ・奨学生が休学または長期にわたって欠席するとき
（休学または長期欠席期間が原則2年を超える場合には、支給打ち切りとなります）
- ・奨学生が在籍大学院より、他の大学院等に長期にわたって留学するとき
（在籍する大学院の教科単位取得のための国内外への留学等の場合には、奨学金の支給を継続することは可能です）

(2) 奨学金の停止

次の要件に該当する場合は、奨学金の支給を停止します。

- ・奨学生の単位の取得が著しく滞ったとき
- ・当財団指定の報告類の提出を、正当な理由なく怠ったとき
- ・当財団指定の行事に、正当な理由なく参加しないとき
- ・学籍、修学状況や家計状況の変化が生じた際に報告を怠ったとき
(当財団への報告が遅れた場合には、その事象が発生した時点まで遡り、支給した奨学金を返納していただく場合があります)

(3) 奨学金の復活

奨学金の支給を休止、あるいは停止された奨学生が、原則2年以内にその復活を大学院経由で申請したときは、当財団で検討の上、支給を復活することがあります。なお、復活した場合の支給期間は、採用時に決定した支給期間に休止/停止期間を加えた期間を上限とします。

8. 奨学金支給の終了、打ち切り

(1) 奨学金の終了

次の要件に該当する場合は、奨学金の支給を終了します。

- ・在籍する大学院の正規の修学期間（修士課程2年間、博士課程3年間以内）を終了したとき。ただし、休学等の支給休止/停止期間があった場合には、その支給休止/停止期間の支給は延長されます。
- ・奨学生が正規の修学期間に満たずとも、在籍する課程を修了したとき
- ・奨学生が奨学金の受給を辞退したとき
(博士課程や留学生の奨学生が、規定を超える他の奨学金等を受給する等で、当財団の奨学生の資格要件を満たさない場合には、辞退をして下さい)

(2) 奨学金の打ち切り

次の要件に該当すると認められるときは、奨学金の支給を打ち切ることがあります。

- ・怪我や傷病等のために、卒業、修了の見込みがなくなったとき
- ・奨学生の修学実績が確認できないとき
- ・学業成績または素行が著しく不良となったとき
- ・在籍大学院で処分を受け、奨学金の継続が適当でないと判断されたとき
- ・奨学金の使途が著しく適切でないと判明したとき
- ・休学期間が原則2年間を超えるとき
- ・奨学生が在籍大学院を退学したとき
- ・休学、転校、転学または転科が、当財団の奨学生として適当でないと判断されたとき
- ・家族の就労等で奨学生の生計に大きな変化があり、経済的援助が必要と見なされなくなったとき
- ・その他、奨学生として適当でない事実が判明したとき
- ・以上の事象が発生した際にも、意図的に隠蔽し、受給を継続したことが判明した場合
(当財団への報告が遅れた場合には、その事象が発生した時点まで遡り、支給した奨学金を返納していただく場合があります)

9. 奨学金支給期間中の奨学生の義務

奨学金受給期間中は、以下の提出物の提出や行事への参加をお願いいたします。

奨学生授与式や当財団が主催する行事で、奨学生の名簿を奨学生や財団関係者のみに配布いたします。配布した名簿は、当財団の奨学事業に関する行事のみで使用し、情報が第三者に流出しないようにして下さい。

(1) 採用時（奨学生内定後）

採用内定後に、自己紹介文と顔写真（高画質で鮮明なもの）を提出して下さい。奨学金授与式では、正式な奨学生採用証書（賞状）を手渡しするとともに、制度説明を行いますので、必ず出席して下さい。

(2) 奨学金支給期間中

<連絡> 当財団からのメールは、常に受信可能な状態にし、定期的に受信を確認して下さい

奨学生のメールアドレス等の連絡先の変更や、学籍、修学状況、家計状況など、奨学生の資格に関わる変更があった場合は、**奨学生本人から直ちに連絡して下さい**。（故意に連絡を怠り、隠蔽したとみなされる場合には、事態発生時に遡って奨学金の返納をお願いする場合がありますので、注意して下さい）また、毎年2月頃に、次年度の修学状況や他の奨学金等の受給の見通しについて問合せをしますので、必ず回答して下さい。

<提出物> 原則メールで案内をしますので、奨学生専用Webサイトにアップロードして下さい

定期報告として、半期毎に活動報告書（指定書式）を提出して下さい（原則、9月末と3月末）。また毎学年度末に修学状況の確認書類（成績証明書等）を提出して下さい（原則、3月末）。活動報告書は英語での記載も可とします。その他、当財団の企画行事のアンケートや交流誌の執筆等、不定期に提出物を依頼する場合があります。

<参加行事>

採用時の奨学金授与式の他に、研修・交流の機会として当財団が主催する行事（年1～2回程度）に出席して下さい。10-11月頃にブループラネット賞受賞者記念講演会¹⁾と講演会後に奨学生交流会を開催する予定です。スケジュールが確定しましたらメールで案内をしますので、止むを得ない事情のないかぎり参加して下さい。また9月上旬に助成研究発表会²⁾を行います。参加は義務ではありませんが、大学の若手研究者との議論の場ですので、できるだけ参加して下さい（奨学生のポスター発表も計画しています）。当財団が指定する行事への参加に要する交通費は当財団規程により支給します。

(3) 奨学金支給期間終了時

奨学金支給の終了時には、最終報告書、成績証明書、進路予定の情報、アンケートを提出して下さい。進路や連絡先についての情報は、終了後も変更があれば随時連絡して下さるようお願いいたします。

10. 行事への参加時の交通費

当財団が指定する行事への参加に要する交通費は、原則事前に振込みます。交通費は、以下の当財団ガイドラインに基づいて指定Webサイトにて申請して下さい。

- ・所属先の所在地から行事開催地までの公共交通機関を使用した往復の交通費を精算します。
- ・新幹線は、普通車座席指定特急券を精算金額とします。グリーン車等の料金の請求はできません。
- ・航空機は、エコノミークラスの事前購入割引航空券（例えばANAであれば28日前購入の「スーパーバリュー28」）の料金を精算金額とします。ビジネスクラス等の優待座席は精算の対象としません。
- ・タクシーの利用や宿泊は、特に必要と認められない限り、精算の対象としません。

なお、止むを得ない事情で宿泊が必要な場合は、原則当財団で宿泊先を手配し宿泊費を負担します。

交通費を受領後に止むを得ない事情で経路（交通費）を変更した場合は、変更理由を添えて領収書を提出して下さい。また、交通費を受領後に欠席となった場合には、返納していただきます（除く、振込み手数料）。

1 1. 個人情報取り扱い

提出いただいた個人情報は、奨学事業と当財団が主催する行事の案内以外の目的には使用いたしません。奨学生の氏名、採用年度、在籍大学院、専攻、研究テーマ、顔写真等の個人と関係付けられる情報は、当財団の行事で当財団関係者、奨学生間で使用する場合がありますので、ご了承下さい。行事で配布した他の奨学生の個人情報の管理にも留意して下さい。

1 2. 当財団との連絡方法

当財団との連絡は、原則、以下の奨学生専用Webサイトの【奨学生マイページ】で行います。奨学生からの当財団への連絡も【奨学生マイページ】から行って下さい。採用内定後に、【奨学生マイページ】を開設しますので、ログインIDとパスワードは、第三者に開示することなく適切に管理して下さい。

奨学生専用Webサイト：

旭硝子財団ホームページ <https://www.af-info.or.jp/> の【奨学】⇒【奨学生マイページ】をクリックして下さい。ID とパスワードは奨学生宛に個別に通知したものを使用します。【奨学生マイページ】を開くと、【奨学生⇄事務局 連絡用ウインドウ】がありますので、こちらよりメールの送受信を行って下さい。【奨学生マイページ】では奨学生が提出した活動報告書等が閲覧可能です。当財団のメールアドレスや電話番号は登録しておいて下さい（着信拒否設定にしないで下さい）。

Tel：03-5275-0620 Fax：03-5275-0871 E-mail：scholarship@af-info.or.jp

担当者：奨学事業担当

※アクセスやアップロードに支障があった場合には、必ず当財団に連絡して下さい。

1) ブループラネット賞受賞者記念講演会：

地球環境問題の解決に貢献してこられた方々や組織に対してお贈りするブループラネット賞の表彰を記念して、受賞者記念講演会を毎年秋に開催しています。歴代のブループラネット賞受賞者については当財団のホームページをご覧ください。

2) 助成研究発表会：

当財団の研究助成を受け、主に3月に終了した助成研究を対象とする助成研究発表会を毎年7月に開催しています。自然科学分野、人文・社会科学分野、環境分野などの研究者がショートスピーチとポスター形式によるプレゼンテーションを行います。研究助成の採択一覧は当財団のホームページをご覧ください。

当財団からのメッセージ

旭硝子財団では、2018年度に旭硝子奨学会より奨学事業を引き継ぎました。旭硝子奨学会の基盤をベースに、旭硝子財団としての「人類が真の豊かさを享受できる持続可能な社会および文明の創造に寄与する」という理念も加え、明るい未来につながる奨学金プログラムを、皆さんとともに作っていきたくと考えています。

皆さんがより充実した学生生活を送れるような交流や研修の機会を企画していきたいと思っていますので、皆さんからのご提案もお待ちしています。

旭硝子財団について

目的

旭硝子財団は、次の時代を拓く科学技術に関する研究助成、次の時代を担う優れた人材への奨学助成、地球環境問題の解決に大きく貢献した個人や団体に対する顕彰などを通じて、人類が真の豊かさを享受できる新たな社会および文明の創造に寄与します。

沿革

旭硝子財団は、旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）の創業25周年を記念して、その翌年の昭和8年（1933年）に旭化学工業奨励会として設立されました。発足以来半世紀以上の間、戦後の混乱期を除いて、応用化学分野の研究に対する助成を続けてきました。

その後、平成2年（1990年）に新しい時代の要請に応える財団を目指して事業内容を全面的に見直し、助成対象分野の拡大と顕彰事業の新設を行うとともに財団の名称を旭硝子財団に改め、以来、今日に至るまで研究助成事業、奨学事業、顕彰事業を3本の柱とする活動を行っています。

研究助成事業

次世代社会の基盤を構築するような自然科学の独創的な研究、および社会の重要課題の解決に指針を与えるような人文・社会科学の研究を助成します。国内の大学だけでなく、チュラロンコン大学（タイ）、キングモンクット工科大学トンブリ校（同）およびバンドン工科大学（インドネシア）に対しても、研究助成を行っています。

奨学事業

奨学プログラムは、1957年に設立された公益財団法人旭硝子奨学会の事業として始まりました。以来、経済的な援助を必要とする優れた人材に対して奨学金を給付し、1990年からは支給対象者を外国人留学生にも広げています。また、2012年からは、東日本大震災で被災された高校生に対する支援も行っています。2018年より、奨学事業は旭硝子財団に移管されました。旭硝子財団の奨学事業として、持続可能な社会および文明の創造に寄与する人材の育成に取り組んでいきます。

顕彰事業

「ブループラネット賞」は、地球環境問題の解決に大きく貢献した個人または団体に対して感謝を捧げると共に、多くの人々がそれぞれの立場で環境問題の解決に参加されることを願って創設されました。国内外のノミネーターに候補者の推薦を依頼し、その中から毎年原則として2件を選定します。受賞者にはそれぞれ賞状・トロフィーならびに副賞賞金5,000万円が贈呈されます。

公益財団法人 旭硝子財団

THE ASAHI GLASS FOUNDATION

〒102-0081 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ 2F
2nd Floor, Science Plaza, 5-3, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081, Japan

TEL (03) 5275-0620 FAX (03) 5275-0871

E-mail: scholarship@af-info.or.jp

この手引きは旭硝子財団ホームページからダウンロードできます
<https://www.af-info.or.jp/>